定　　款

第１章　　総則

（商号）

第１条　　当会社は、株式会社グッドコムアセットと称し、英文ではGood Com Asset Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）不動産の売買・交換・賃借及びその仲介ならびに所有・管理及び利用

（２）住宅地、商業施設、工業用地、リゾート地の開発

（３）簡易宿泊所、旅館、ホテル、レストラン、スポーツ施設、有料老人ホームなどの所有、貸借、経営

（４）駐車場の経営、管理、運営、企画、設計、コンサルティング業務

（５）土木・建築工事の請負、設計、施工ならびに監理

（６）不動産に関するコンサルティング

（７）土地・建物の有効利用に関する企画、調査、設計

（８）不動産特定共同事業法に基づく事業

（９）不動産及び不動産証券化商品に関する投資顧問業務

（10）投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資法人運用業務及び投資信託業務ならびに投資法人の設立企画人としての業務

（11）不動産証券化商品、債券、有価証券等の金融資産への投資業務

（12）滞納家賃の保証に関する業務

（13）金融商品取引業

（14）金融商品取引法に定める投資助言・代理業

（15）金銭の貸付、債務の保証及びその他金融業務

（16）株式その他の有価証券の取得、保有、運用、売買

（17）企業経営、資本政策及び株式上場に関するコンサルティング

（18）各種債権の売買及び仲介

（19）インターネットを利用した各種情報提供サービス

（20）人工知能（AI）を用いた各種ソリューションサービスの提供

（21）人工知能（AI）プログラムの研究及び開発

（22）データ分析・解析事業

（23）マーケティングプロモーションの企画、制作

（24）損害保険の代理業及び生命保険の代理業

（25）前各号に附帯する一切の業務

２　当会社は、前項各号に定める事業を営む会社（外国会社を含む。）、その他の

事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動の支配及び管理を行うことができる。

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告の方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、91,200,000株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己の株式の取得）

第９条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては、取り扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎年１月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議

決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第18条　当会社の取締役は、８名以内とする。

（選任方法）

第19条　取締役は、株主総会の決議において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第24条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第25条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第27条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）

第28条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任方法）

第29条　監査役は、株主総会の決議において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す

る定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第33条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第35条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第36条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第37条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の責任限定契約）

第38条　　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　　計算

（事業年度）

第39条　　当会社の事業年度は、毎年11月１日から翌年10月31日までの１年とする。

（剰余金の配当）

第40条　　剰余金の配当としての期末配当は、株主総会の決議によって毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、又は登録株式質権者に対して支払う。

（中間配当）

第41条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年４月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第42条　　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　前項の金銭については、利息はつけない。

（附則）

（取締役の任期に関する経過措置）

定款第20条（任期）の規定にかかわらず、2024年１月30日開催の第18回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2025年10月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。

付　　則

１．本定款は、2010年１月29日から実施する。

２．本定款は、2013年１月31日から改訂実施する。

３．本定款は、2014年１月30日から改訂実施する。

４．本定款は、2014年４月25日から改訂実施する。
５．本定款は、2014年７月28日から改訂実施する。
６．本定款は、2016年１月27日から改訂実施する。
７．本定款は、2016年８月29日から改訂実施する。
８．本定款は、2017年１月27日から改訂実施する。
９．本定款は、2017年５月１日から改訂実施する。
10．本定款は、2017年10月１日から改訂実施する。
11．本定款は、2019年１月30日から改訂実施する。
12．本定款は、2020年１月30日から改訂実施する。
13．本定款は、2020年11月１日から改訂実施する。
14．本定款は、2021年１月28日から改訂実施する。
15．本定款は、2022年１月27日から改訂実施する。
16．本定款は、2022年11月１日から改定実施する。
17．本定款は、2023年１月26日から改訂実施する。
18．本定款は、2025年１月30日から改定実施する。